

議案第79号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的)	(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らす全ての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であることその他の事由を理由とする差別その他の人権に関する問題（以下「人権問題」という。）への取組を推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

（県内に暮らす全ての者の責務）

第4条 県内に暮らす全ての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

（県、市町村及び県内に暮らす全ての者の相互の協力等）

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県、市町村及び県内に暮らすすべての者の果たすべき責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題への取組みを推進し、差別のない真に人権が尊重される社会づくりを図ることを目的とする。

（県内に暮らすすべての者の責務）

第4条 県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。

第5条 県、市町村及び県内に暮らす全ての者は、真に人権が尊重

される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の

様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる差別の解消に

取り組むものとする。

(基本方針)

第6条 略

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 略

(2) 人権教育及び人権啓発に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 人権施策の推進に資する調査に関すること。

(6) 第2号から前号までに掲げるもののほか、人権尊重の社会
づくりのための重要な施策に関すること。

(7) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。

(基本方針)

第5条 略

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 略

(2) 人権に関する意識の高揚に関すること。

(3)・(4) 略

(5) 前3号に掲げるもののほか、人権尊重の社会づくりのため
の重要な施策に関すること。

(6) 同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関す
る問題などの人権に関する問題における分野ごとの施策に関する

(8) 略

(差別のない社会づくりの推進)

第7条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、第1条に掲げる事由を理由とする次に掲げる行為（インターネットを通じて行う行為を含む。以下この条において「差別行為」という。）をしてはならない。

(1) 誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

(2) いじめ又は虐待

(3) プライバシーの侵害

(4) 不当な差別的取扱い

2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

ること。

(7) 略

3 県は、差別行為を受けた者に対して、次条の規定による相談対応その他必要な支援を行うものとする。

4 県は、差別行為の防止のための施策を効果的に実施するため、差別行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(人権に関する相談)

第8条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第9条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2・3 略

(人権に関する相談)

第6条 略

(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)

第7条 人権施策基本方針その他人権施策に県内に暮らすすべての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2・3 略

第10条 略

第8条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県人権尊重の社会 づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例 （平成8年鳥取県条例第15号） <u>第 9条第1項</u> に規定する事項	鳥取県人権尊重の社会 づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例 （平成8年鳥取県条例第15号） <u>第 7条第1項</u> に規定する事項

略

略